

平成30年11月30日開会

# 平成30年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書



## 目 次

第 1 号	平成30年度徳島県一般会計補正予算（第5号）	1頁
第 2 号	平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5
第 3 号	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	7
第 4 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正 について	9
第 5 号	徳島県税条例の一部改正について	13
第 6 号	徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	15
第 7 号	徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について	17
第 8 号	徳島県立学校設置条例の一部改正について	19
第 9 号	当せん金付証票の発売について	21
第 10 号	徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について	23
第 11 号	徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について	25
第 12 号	旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について	27
第 13 号	訴えの提起に係る専決処分の承認について	29
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	31
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	33
報告第 3 号	損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	35
報告第 4 号	損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	37
報告第 5 号	損害賠償（警察施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	39
報告第 6 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	41
報告第 7 号	損害賠償（給与の支払遅延）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	43

補正予算説明

1	平成30年度徳島県一般会計補正予算（第5号）説明書	47頁
(1)	歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書	47
1	総括	47
2	歳入	51
3	歳出	61
(2)	補正予算（第5号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	69
(3)	補正予算（第5号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	71
2	平成30年度徳島県特別会計補正予算説明書	73
(1)	補正予算に係る債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	73

## 第 1 号

## 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

平成30年度徳島県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,894,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ500,041,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 60,089,318	千円 1,227,326	千円 61,316,644
	1 国庫負担金	30,720,180	155,126	30,875,306
	2 国庫補助金	28,405,260	1,065,500	29,470,760
	3 委託金	963,878	6,700	970,578
10 財産収入		1,160,344	908	1,161,252

	1 財 産 運 用 収 入	747,006	908	747,914
13 繰 越 金		7,780,056	37,066	7,817,122
	1 繰 越 金	7,780,056	37,066	7,817,122
15 県 債		56,156,000	629,000	56,785,000
	1 県 債	56,156,000	629,000	56,785,000
歳 入 合 計		498,147,101	1,894,300	500,041,401

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 30,386,593	千円 630,700	千円 31,017,293
	2 企 画 費	5,572,451	624,000	6,196,451
	7 統 計 調 査 費	331,882	6,700	338,582
4 衛 生 費		29,897,726	107,000	30,004,726
	4 医 薬 費	11,044,316	107,000	11,151,316
6 農 林 水 産 業 費		32,171,118	1,142,900	33,314,018
	5 林 業 費	11,478,135	1,142,900	12,621,035
10 教 育 費		85,083,697	13,700	85,097,397

	6 社 会 教 育 費	2,731,613	13,700	2,745,313
歳 出	合 計	498,147,101	1,894,300	500,041,401

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立南部防災館の管理運営協定	自 平成31年度 至 平成35年度	61,703千円
漁港施設災害復旧事業工事請負契約	平成31年度	600,000千円
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定	自 平成31年度 至 平成35年度	285,845千円
県営住宅建設事業工事請負契約	平成31年度	20,000千円

## 2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	平成31年度	1,320,000千円	平成31年度	1,795,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	平成31年度	70,000千円	平成31年度	220,000千円
床上浸水対策特別緊急事業工事請負等契約	平成31年度	400,000千円	平成31年度	650,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	平成31年度	80,000千円	平成31年度	165,000千円
港湾改修事業工事請負契約	平成31年度	100,000千円	平成31年度	120,000千円

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
林業治山事業	千円 2,671,000	千円 3,288,000
社会教育事業	184,000	196,000
計	56,156,000	56,785,000



## 第 2 号

## 平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
旧吉野川流域下水道の管理運営協定	自平成31年度 至平成35年度	1,372,210千円



## 第三号

## 住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、同表の十七の項中「高等学校等」の下に「（特別支援学校の高等部を除く。）」を加え、同項を同表の十八の項とし、同表の十六の項中「対する」の下に「就学支援金（」を、「規定する就学支援金」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同表の十七の項とし、同表の十五の項中「の高等課程」を「（高等課程を置くものに限る。）」に改め、同項を同表の十六の項とし、同表中十四の項を十五の項とし、十三の項の次に次の一項を加える。

十四 肝炎の検査費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の五の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する」を削る。

**附 則**

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

**提案理由**

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「県内の私立の小学校又は中学校」を「次の各号に掲げる学校」に改め、「知事」の下に「又は教育委員会」を加え、「別表第一の七の項に掲げる」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 県内の私立の中学校、高等学校又は専修学校（高等課程を置くものに限る。以下同じ。） 別表第一の五の項に掲げる事務
- 二 私立の高等学校 別表第一の六の項及び七の項に掲げる事務
- 三 県内の私立の小学校又は中学校 別表第一の八の項に掲げる事務
- 四 県内の中学校、高等学校、国立の高等専門学校又は専修学校（中学校及び高等学校にあつては、県立のものを除く。） 別表第一の十一の項に掲げる事務
- 五 県内の市立の高等学校 別表第一の十二の項に掲げる事務
- 六 県内の市立の高等学校又は国立の高等専門学校 別表第一の十三の項に掲げる事務

別表第一の十二の項中「除く」の下に「。次表の七の項において同じ」を加え、同項を同表の十三の項とし、同表の十一の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する」を削り、同項を同表の十二の項とし、同表中十の項を十一の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の六の項中「高等学校等」の下に「（特別支援学校の高等部を除く。次表の五の項において同じ。）」を加え、同項を同表の七の項とし、同表の五の項中「対する」の下に「就学支援金（」を、「規定する就学支援金」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同表の六の項とし、同表の四の項中「の高等課程」

を削り、同項を同表の五の項とし、同表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 知事	肝炎の検査費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
------	------------------------------

別表第二に次のように加える。

三 知事	私立の高等学校又は専修学校の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
四 知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
五 知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
六 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
七 教育委員会	国立又は公立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

## 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第五号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十八項を第三十九項とし、第三十七項を第三十八項とし、第三十六項を第三十七項とし、第三十五項の前の見出しを削り、同項を第三十六項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十四項を第三十五項とし、第三十一項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第三十項の前の見出しを削り、同項を第三十一項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十九項の次に次の一項を加える。

(寄附金税額控除の対象の特例)

30 平成三十一年度から平成三十四年度までの各年度分の個人の県民税の所得割に限り、公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西組織委員会に対して寄附金を支出した者に係る第二十条の七第一項の規定の適用については、同項中「団体」とあるのは、「団体若しくは公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西組織委員会」とする。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第三十項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成三十年四月一日以後に支出する徳島県税条例第二十条の七第一項の寄附金について適用する。

**提案理由**

公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西組織委員会に対する寄附を促進し、ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西を支援するため、同法人に対する寄附金を個人の県民税の所得割の寄附金税額控除の対象として定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第六号

### 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表テニスコートの項中「二時間」を「一時間」に、「三〇〇円」を「四〇〇円」に改め、同表備考中「二時間」を「一時間」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 提案理由

施設の改修により利用者の利便性が向上することに鑑み、テニスコートの使用料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七号

## 徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

徳島県畜産関係使用料手数料条例（昭和三十五年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表診療手数料の項中「昭和三十年農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じ、農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一」を「平成三十年農林水産省告示第二千五百五十四号（農業保険法施行規則第一百七十七条第一項及び第六十六條の規定に基づき、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

家畜の診療手数料の算定に用いる農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表が改められたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第八号

### 徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中「徳島県立阿南工業高等学校」阿南市宝田町及び「徳島県立新野高等学校」阿南市新野町を削る。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 提案理由

徳島県立阿南光高等学校への再編統合に伴い、徳島県立阿南工業高等学校及び徳島県立新野高等学校を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第 9 号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法により，平成31年度中において証券を次のとおり発売することができる。

平成 30 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証券の発売について，当せん金付証券法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 10 号

## 徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |                          |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立南部防災館                |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 海部郡海陽町大里字上中須128番地<br>海陽町 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで  |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 11 号

## 徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |                                 |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県月見が丘海浜公園                     |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市幸町一丁目47番地3<br>株式会社 スタッフクリエイト |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで         |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 12 号

## 旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 旧吉野川流域下水道                              |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地5<br>旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





第 13 号

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 11 月 30 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

損害賠償請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成 30 年 11 月 22 日 専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 被告は、原告に対し、金91,043円及びこれに対する平成27年11月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。 との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

#### 提案理由

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 1,653,708	平成30年1月12日	阿南市地内	平成30年10月24日
板野郡藍住町在住 1名	168,040	平成30年4月3日	板野郡藍住町地内	平成30年10月24日
三好郡東みよし町在住 1名	57,240	平成30年4月18日	三好郡東みよし町地内	平成30年10月24日
徳島市在住 1名	153,500	平成30年8月5日	徳島市地内	平成30年10月25日
徳島市在住 1名	47,520	平成30年8月10日	徳島市地内	平成30年10月25日
阿南市在住 1名	173,383	平成30年9月21日	徳島市地内	平成30年10月25日



## 報告第2号

## 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
小松島市在住 1名	円 75,000	平成30年5月24日	海部郡美波町地内 (県道由岐大西線)	平成30年11月1日
勝浦郡勝浦町在住 1名	75,000	平成30年5月31日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	平成30年11月1日
大阪府摂津市所在 1法人	2,137,000	平成30年6月10日	美馬郡つるぎ町地内 (県道上蓮小野線)	平成30年11月1日
愛媛県四国中央市在住 1名	56,000	平成30年6月20日	三好市地内 (県道腕山宮石線)	平成30年11月1日
徳島市在住 1名	17,000	平成30年6月20日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	平成30年11月1日
那賀郡那賀町在住 1名	114,000	平成30年6月22日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成30年11月1日
徳島市所在 1法人	892,000	平成30年7月6日	鳴門市地内 (県道瀬戸撫養線)	平成30年11月1日

徳島市在住 1名	285,000	平成30年7月7日	徳島市地内 (県道川内大代線)	平成30年11月1日
----------	---------	-----------	--------------------	------------

## 報告第3号

損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

庁舎事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
鳴門市在住 1名	円 345,772	平成30年9月4日	板野郡藍住町 鳴門藍住農業支援センター	平成30年10月31日
鳴門市在住 1名	371,684	平成30年9月4日	板野郡藍住町 鳴門藍住農業支援センター	平成30年10月31日
板野郡板野町在住 1名	421,776	平成30年9月4日	板野郡藍住町 鳴門藍住農業支援センター	平成30年10月31日





## 報告第4号

損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

学校事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 739,800	平成30年9月4日	徳島市城東町一丁目 県立徳島商業高等学校	平成30年10月31日
小松島市在住 1名	420,066	平成30年9月4日	小松島市中田町 県立小松島西高等学校	平成30年10月31日



## 報告第5号

損害賠償（警察施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

警察施設事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡松茂町在住 1名	212,000 <sup>円</sup>	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日
板野郡松茂町在住 1名	592,489	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日
板野郡松茂町在住 1名	297,626	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日
板野郡松茂町所在 1法人	102,028	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日
愛媛県今治市所在 1法人	21,600	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日



## 報告第6号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 108,847	平成30年9月3日	美馬市地内	平成30年10月25日



## 報告第7号

損害賠償（給与の支払遅延）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

給与の支払遅延に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	和解の要旨	専決処分年月日
香川県高松市在住 1名	徳島県は，相手方に対し，平成24年7月13日から平成30年4月17日までの期間における給与の支払遅延に係る遅延損害金として，金2,460,938円を支払う。	平成30年10月17日





# 補 正 予 算 説 明 書



## 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括  
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	76,500,000	—	76,500,000	—
02 地方消費税清算金	26,329,888	—	26,329,888	—
03 地方譲与税	13,438,000	—	13,438,000	—
04 地方特例交付金	135,000	—	135,000	—
05 地方交付税	143,000,000	—	143,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	913,605	—	913,605	—
08 使用料及び手数料	6,158,274	—	6,158,274	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	60,089,318	1,227,326	61,316,644	51
10 財産収入	1,160,344	908	1,161,252	55
11 寄附金	233,109	—	233,109	—
12 繰入金	88,990,649	—	88,990,649	—
13 繰越金	7,780,056	37,066	7,817,122	57
14 諸収入	16,972,858	—	16,972,858	—
15 県債	56,156,000	629,000	56,785,000	59
歳入合計	498,147,101	1,894,300	500,041,401	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	971,709	—	971,709				—	
02 総 務 費	30,386,593	630,700	31,017,293	630,700			61	
03 民 生 費	62,690,173	—	62,690,173				—	
04 衛 生 費	29,897,726	107,000	30,004,726	70,726		908	35,366 63	
05 労 働 費	5,465,834	—	5,465,834				—	
06 農 林 水 産 業 費	32,171,118	1,142,900	33,314,018	525,900	617,000		65	
07 商 工 費	66,218,437	—	66,218,437				—	
08 土 木 費	50,579,667	—	50,579,667				—	
09 警 察 費	21,643,620	—	21,643,620				—	

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	85,083,697	13,700	85,097,397		12,000		1,700	67
11 災害復旧費	10,889,007	—	10,889,007					—
12 公債費	74,230,348	—	74,230,348					—
13 諸支出金	27,769,172	—	27,769,172					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 37,066	△37,066	—
歳出合計	498,147,101	1,894,300	500,041,401	1,227,326	629,000	37,974	0	—

## 2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 01 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 衛生費国庫負担金	2,685,157	70,726	2,755,883	02 医 薬 費 金 国 庫 負 担 金	70,726	医療介護提供体制改革推進費 (2/3) 70,726
05 農林水産業費国庫負担金	425,529	84,400	509,929	03 林 業 費 金 国 庫 負 担 金	84,400	林野地すべり防止事業費 (1/2) 84,400
計	30,720,180	155,126	30,875,306			

## (項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 総務費国庫補助金	1,061,692	624,000	1,685,692	02 企画費 国庫補助金	624,000	地方大学・地域産業創生交付金 (1/2・2/3・3/4) 624,000
05 農林水産業費国庫補助金	10,365,592	441,500	10,807,092	05 林業費 国庫補助金	441,500	治山事業費 (1/2) 441,500
計	28,405,260	1,065,500	29,470,760			



## (項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費委託金	290,510	6,700	297,210	04 統計調査費金	6,700	統計専任職員設置費 6,700
計	963,878	6,700	970,578			



## (款) 10 財 産 収 入

## (項) 01 財 産 運 用 収 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 利 子 及 び 配 当 金	497,096	908	498,004	01 利子及び配当金	908	地域医療介護総合確保基金積立金利息 908
計	747,006	908	747,914			



(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 繰 越 金	7,780,056	37,066	7,817,122	01 繰 越 金	37,066	
計	7,780,056	37,066	7,817,122			



(款) 15 県 債  
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 農 林 水 産 業 債	5,702,500	617,000	6,319,500	02 林 業 費 債	617,000	治山事業費 522,000 林野地すべり防止事業費 95,000
09 教 育 債	4,011,300	12,000	4,023,300	04 社会教育費債	12,000	文化財保護費 12,000
計	56,156,000	629,000	56,785,000			





### 3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
02 計画調査費	3,018,237	624,000	3,642,237	624,000				01 報 酬	1,500	1 地方大学・地域産業創生支援費 支援費補助金 事務費	624,000 464,500 159,500
								08 報 償 費	500		
								09 旅 費	500		
								11 需 用 費	50,000		
								13 委 託 料	2,000		
								15 工事請負費	20,000		
								18 備品購入費	85,000		
								19 負担金、補助 及び交付金	464,500		
計	5,572,451	624,000	6,196,451	624,000							

## (項) 07 統計調査費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
03 県民経済 基本調査費	1,573	6,700	8,273	6,700				08 報償費	285	1 加工統計調査費	6,700
								09 旅費	800		
								11 需用費	115		
								13 委託料	5,500		
計	331,882	6,700	338,582	6,700							

(款) 04 衛 生 費

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 医 務 費	9,876,269	107,000	9,983,269	70,726		財収 908	35,366	25 積 立 金 107,000	1 医療衛生費 地域医療介護総合確保基金積立金 107,000	
計	11,044,316	107,000	11,151,316	70,726		908	35,366			



## (款) 06 農林水産業費

## (項) 05 林業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明		
				特定財源				区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
06 治山費	3,170,236	1,142,900	4,313,136	525,900	617,000			07 賃金	3,600	1 治山事業費	963,500	
								08 報償費	350	2 林野地すべり防止事業費	179,400	
								09 旅費	2,200			
								11 需用費	34,100			
								12 役務費	3,000			
								13 委託料	107,300			
								14 使用料及び 賃借料	2,450			
								15 工事請負費	967,200			
								18 備品購入費	18,200			
								22 補償、補填 及び賠償金	4,500			
計	11,478,135	1,142,900	12,621,035	525,900	617,000							



(款) 10 教 育 費

(項) 06 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 文化及び 文化財費	1,091,272	13,700	1,104,972		12,000		1,700	19 負担金、補助 及び交付金	13,700	1 文化財保護費 文化財保存修理費補助金 13,700
計	2,731,613	13,700	2,745,313		12,000		1,700			





補正予算（第5号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立南部防災館の管理運営協定	千円 61,703		千円	自 平成31年度 至 平成35年度	千円 61,703	千円	千円	千円	千円 61,703
漁港施設災害復旧事業工事請負契約	600,000			平成31年度	600,000	468,320	131,000		680
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定	285,845			自 平成31年度 至 平成35年度	285,845				285,845
県営住宅建設事業工事請負契約	20,000			平成31年度	20,000	9,000	9,000		2,000
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	補正前	1,320,000		平成31年度	1,320,000	842,160	417,148	6,000	54,692
	補正後	1,795,000		平成31年度	1,795,000	1,121,720	592,148	6,000	75,132
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	補正前	70,000		平成31年度	70,000	35,000	31,000		4,000

事	項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国支出金	地 方 債	そ の 他	
	補正後	千円 220,000		千円	平成31年度	千円 220,000	千円 110,000	千円 98,000	千円	千円 12,000
床上浸水対策特別緊急事業工 事請負等契約	補正前	400,000			平成31年度	400,000	200,000	180,000		20,000
	補正後	650,000			平成31年度	650,000	325,000	292,000		33,000
地すべり対策事業工事請負等 契約	補正前	80,000			平成31年度	80,000	40,000	36,000		4,000
	補正後	165,000			平成31年度	165,000	82,500	74,000		8,500
港湾改修事業工事請負契約	補正前	100,000			平成31年度	100,000	50,000	31,000	15,000	4,000
	補正後	120,000			平成31年度	120,000	58,000	39,000	18,000	5,000

## 補正予算（第5号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 489,826,867	千円 42,794,000	千円 629,000	千円 43,423,000	千円 42,307,637	千円 42,307,637	千円 490,313,230	千円 629,000	千円 490,942,230	
(2) 農 林 水 産	63,836,228	7,742,500	617,000	8,359,500	5,938,756	5,938,756	65,639,972	617,000	66,256,972	
(3) 教 育	39,925,689	4,198,300	12,000	4,210,300	2,810,007	2,810,007	41,313,982	12,000	41,325,982	
合 計	829,203,905	67,130,000	629,000	67,759,000	64,479,500	64,479,500	831,854,405	629,000	832,483,405	



## 平成30年度徳島県特別会計補正予算説明書

補正予算に係る債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(当該年度提出に係る分)

区 分	事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
流域下水道 事業特別会計	旧吉野川流域下水道の管理運営 協定	千円  1,372,210		千円	自 平成31年度 至 平成35年度	千円  1,372,210	千円	千円	千円	千円





